

浜松市建設工事下請負の適正化に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は浜松市が発注する建設工事(以下「工事」という。)に係る下請負の適正化を図るため、工事に携わる建設業者が講ずべき措置について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請負人 浜松市から直接建設工事を請け負った者をいう。
- (2) 注文者 工事が下請契約により施工される場合には、請負人のほかそれに続くすべての下請契約における注文者をいう。
- (3) 受注者 請負人からその工事の一部を請け負った者のほかそれに続くすべての下請契約における受注者をいう。

(適正な契約の締結)

第3条 注文者及び受注者は、工事の開始に先立ち、建設工事標準下請契約約款(昭和52年4月26日中央建設業審議会決定)又はこれに準ずる内容により下請契約を締結するものとする。

2 注文者及び受注者は、やむを得ない理由により前項に規定する方法での下請契約を締結できないときは、少なくとも次の各号に掲げる事項を明記した書面による下請契約を締結するものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工期
- (4) 請負金額
- (5) 請負代金の支払時期及び方法

(同一工事入札参加者間の下請負の禁止)

第4条 元請負人は、市長が特別の必要があると認めた場合を除き、同一工事に係る入札の参加者を当該工事の下請負人にしてはならない。

(下請負人の届出)

第5条 請負人は、請負金額が1千万円以上の建設工事について、当該工事の一部を下請負に付すときは、浜松市建設工事執行規則第14条に定める請負工事一部下請負届を、当該下請契約書の写しを添付のうえ、遅滞なく市長に提出しなければならない。

(建設業退職金共済事業本部への加入の促進等)

第6条 請負人は、下請負に付す工事に携わる建設業者の建設業退職金共済事業本部への加入の促進及び被共済者への退職金共済証紙の交付の徹底に努めるものとする。この場合において、請負人以外の注文者は、加入の促進等が的確に行われよう協力するものとする。

(指導助言等)

第7条 市長は、工事に係る下請負の適正化を図るため、必要があると認めた場合には、請負人に対し、資料の提出を求め、当該工事に係る事業場等に現場調査を実施し、必要に応じて指導助言を行い、または是正措置を講ずるよう要請するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。